

国 総 建 第 2 7 7 号

平成20年 1月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等及び
「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1号においては、建設業許可に関する欠格基準として「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」が規定されており、許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。以下同じ。）又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第3条に定める使用人のうちに当該欠格基準に該当する者がいる場合については、建設業の許可を行ってはならず、また、建設業許可を取得した後に建設業者が当該欠格基準に該当した場合には当該建設業者について許可の取消処分を行うことが併せて規定されているところです。

建設業許可の審査事務においては、従来より上記欠格基準への該当の有無について建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第6号による「誓約書」を担保として、その確認を行ってきたところですが、今般、審査の厳正化の観点から、上記欠格基準に関し、新たに法務局等の官公署が証明する書類の添付を義務付けること等をその内容とする規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第3号）が公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

また、国土交通省では、このこと等を踏まえ、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号）の一部を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に対して通知したところです。

なお、建設業許可手続き等に係る今回の改正の主な内容については、下記のとおりでありますので、貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

記

一 建設業許可申請等に係る添付書類の追加について

「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」に係る審査の厳正化の観点から、法第6条に基づく許可申請書の添付書類として、また、法第11条第1項の規定に基づく法人の役員及び個人の支配人の新任に係る変更の届出及び規則第8条に基づく使用人の変更の届出の添付書類として、次の2種類の書面を新たに追加することとしました（平成20年4月以降の申請等から適用）。

- (1) 許可申請者及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいいます。）
- (2) 許可申請者及び令第3条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

二 工事経歴書の様式改正について

従来、2種類の様式が定められていた工事経歴書について、様式の一本化を図るとともに、経営事項審査の改正等を踏まえ、工事経歴書様式について所要の改正を行うこととしました（平成20年4月以降の申請等から適用）。

三 財務諸表様式の改正等について

- (1) 規則別記様式第15号から別記様式第17号の3について、企業会計基準等の変更を踏まえ、所要の改正を行うこととしました（平成18年9月1日以降に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用。ただし、平成20年3月31日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができます。）。
- (2) 申請者負担の軽減の観点から、有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって規則別記様式第17号の3による附属明細表の提出を免除することとし、建設業許可事務ガイドラインに上記取扱いに関する規定を新たに追加することとしました（平成20年4月1日以降の申請等から適用）。

以 上